

令和6年度 川西市立川西北小学校 いじめ防止基本方針

川西市立川西北小学校

1 学校の方針

本校は学校教育目標を、「ぬくもりのある学校 ～一人ひとりを大切にし、心豊かでたくましく、学び合う子どもを育てる～」とし、めざす子ども像を「元気にあいさつする子」、「きれいを心がける子」「相手の気持ちを考える子」「学ぶ楽しさを味わう子」の4つとし、心身ともに健康で、自律性・社会性を身に付けた児童を育てることをめざしている。

そのために、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校では、すべての子どもが生き生きと学校生活を送り、友だちとの関わりの中で確かなものの見方、考え方を身につけてほしいと願っている。

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という認識をすべての教職員がもち、平素より個々の児童の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、児童生徒の微妙な変化に対応するよう心掛けている。そして、教職員が児童とともに、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 学校におけるいじめの防止等の指導体制、組織的対応等

ア いじめの未然防止

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

全教育活動を通じた道德教育及び体験活動等を通し、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させる。

- 児童が、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりに努める。
- いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員等によりいじめ防止チーム・いじめ対応チームを校内に定める。

《別紙1 校内体制組織及び関係機関》

- 全ての児童が、いじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全ての児童と接する。
《別紙2チェックリスト》
- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修を行う。
- 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 児童が、自己と向き合い、他者・社会・自然とのかかわりを通して、生命に対する畏敬の念、共生共感を体得できる教育活動の充実を図る。

未然防止に向けた取り組み

- ・入学前に幼稚園・保育所、卒業前には中学校との連携を図る。
- ・家庭訪問・年2回の個人懇談で保護者と児童の様子について聞き取りをする。
- ・人権参観・懇談等で保護者に啓発する。
- ・自尊感情を育むための教材、学級活動を学年ごとに取り組む。
- ・学習規律の定着、基礎学力向上のための校内研修を進める。
- ・スクールカウンセラーとの連携を図る。
- ・全職員で月1回児童の情報交換、要配慮児童の生活状況などについて協議する。
- ・職員会議において、各学年の児童の情報を交流する。

イ いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り丁寧な日常的な観察に努める。そのためには、教職員が児童の小さな変化に気づき、情報を学年等組織で共有し、迅速に対応することが必要である。

気になると感じた児童がいる場合には、組織で学年団や生活指導委員会（いじめ防止チーム）等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談（個別面談）」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

「いじめについてのアンケート」等を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

- 気になる行為等があった場合は、5W1Hを確認し教職員が共有できるようにする。
- 当たり前、何気ない行為に対して、意識的に観察を行い積極的な生活指導に活用していく。
- 保護者と協力し、連絡及び情報交換を行う。
- いじめ・学校生活アンケートを実施し、定期的な教育相談（個別面談）を行う。

早期発見に向けた取り組み

- ・ いじめに関するアンケートを年3回実施する。
- ・ 人権参観・懇談等で保護者に啓発する。
- ・ 教育相談や個別面談を行い、児童の日常の変化に気づき対応する。
- ・ スクールカウンセラーとの連携を図る。

ウ いじめの早期対応

いじめの早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

いじめの問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議及び共通理解し、『いじめ対応チーム』等を中心に的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。情報収集においては綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。傍観者の立場にいる児童にもいじめているのと同様であるということを指導する。

家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするのではなく、教育委員会・関係機関や専門家と協力をして解決にあたる。

- いじめ対応チームを中心に対応する。 《別紙3 いじめを認知した時の基本的な対応》
- いじめ対応チーム等で、指導体制、指導方針、支援、今後の対応について検討し、児童及び保護者に迅速に伝える。《別紙5 いじめ対応チーム（緊急対策会議）の基本》
- 因果関係にとらわれることなく、事実のみの情報収集に徹し、教職員間で共有する。

エ ネット上いじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努める必要がある。

未然防止には、児童が保有しているスマートフォン・携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携し、利用方法や危険性について啓発していく必要がある。早期発見には、児童が発するサインを見逃さないようにし、「ネット上のいじめ」の児童及び保護者から相談等があった場合は、事案によっては、警察等の専門機関と連携し対応していく。

- 小学校5・6年生児童を対象に、携帯電話・インターネット・SNS等の正しい利用についての講習会を実施。
- 小学校5・6年生児童を対象に、「親子で一緒に考えよう！インターネット・ケータイ」等のリーフレットを配布。

- ネット上のいじめがあった場合は、《別紙4 ネット上の書き込みや画像等への対応手順》に沿って対応する。

4 重大事態への対応

《別紙5 重大実態対応フロー図》

重大事態とは、大きく分けて2通りある。1つは、「いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」で、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定され、いじめを受けている児童の状態で判断し、対応する。

もう1つは「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。」で、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断し対応する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長のリーダーシップのもと、学校が主体となり、いじめ対応チームに関係機関を加えて調査し、実態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、実態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域と共に取り組んでいく必要があるため、策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会を始め、学年懇談会、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用し保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取り組みを実施するために、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、人権教育推進委員会（いじめ防止チーム）等を中心に点検し、必要に応じて見直す。見直しに際しては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から児童の意見を取り入れるなど、児童が主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

＊いじめ対応チームはいじめ事案が発生した時に、管理職、生活指導委員会、人権教育推進担当、学級担任、各学年代表1名を加え編成される。

【校内指導体制及び関係機関】

いじめの問題の取り組みにあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組む。また、教職員一人ひとりが、いじめの問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組まなければならない。そのためには、早期発見にとどまらず、未然防止に向けた取り組みを進めていく必要がある。その中心となるのが『いじめ防止チーム』であり、実際にいじめが発生した時に、個々の対応に当たるのが『いじめ対応チーム』である。

◆『いじめ防止チーム』について

- 学校いじめ防止基本方針の見直し、改善
- 年間指導計画の作成・実施・改善、校内研修会の企画・実施
- アンケート結果、報告等情報の整理・分析 ○いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- 要配慮児童への支援方針の協議

いじめ防止チーム

〈構成員〉校長、教頭、人権教育推進委員会メンバー（各学年 1 人）、生活指導担当、養護教諭、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー ※事案により、柔軟に編成する。

◆『いじめ対応チーム』について

- 校長、教頭及び人権教育推進委員を中心に、生活指導担当者、各学年教諭、養護教諭等で編成する。
(事案の状況に応じて、関係職員及びスクールカウンセラー、警察などを入れてメンバーは適宜編成する)
- 生活指導委員会と兼ね、事案解決後も継続的に指導・支援するために状況に応じて組織の拡大縮小を行うこともある。

いじめ対応チーム

〈構成員〉校長、教頭、生活指導委員会メンバー（各学年 1 人）、関係学級学年
人権教育研究推進担当、養護教諭、コーディネーター

〈その他状況に応じて〉 養護教諭
スクールカウンセラー

〈必要に応じて〉 関係機関職員、警察

※事実確認のため、調査班を編成する場合もある。

※事案により、柔軟に編成する。

関係機関 ： 教育保育課、こども若者相談センター、子ども家庭センター、警察、
阪神北サポートセンター、医療機関、法務局 等

教室の様子から

- ☐ 用具・机・椅子などが散乱しているが増える
- ☐ 教室にゴミが散乱している
- ☐ 個人用ロッカーなどにゴミが入れられる
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする

集団の様子から

- ☐ 特定の子どもの気を使っている雰囲気がある
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある

授業や学級活動・提出物から

- ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる
- ☐ 授業中に発表すると冷やかされる
- ☐ 授業中に他の児童生徒から発言を強要される
- ☐ 授業中に他の児童生徒の発言の中で突然個人名が出る
- ☐ 隣の人と机をぴったりとくっつけなくなる
- ☐ その子の持ち物を周りの子が触りたがらない
- ☐ グループ分けで孤立する
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 他の子どもと席を替わるようになる
- ☐ 球技でパスされなかったり、パスが集中したりする
- ☐ 給食や掃除当番などで人気のない仕事をする
- ☐ 毎回リーダーや班長になる
- ☐ 作文などにいじめや自殺に関する記述が見られるようになる
- ☐ 班ノートや学級日誌に何も書かなくなる
- ☐ 授業中職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる

友だち関係から

- ☐ 友だちに悪口を言われているのに笑う
- ☐ 友だちに一方的に肩を組まれている機会が増える

- ☐ 友だちの使い走りをするようになる
- ☐ 他の子どもの肩代わりをするようになる
- ☐ どんな遊びでも、誘われると従う
- ☐ これまでと違う雰囲気の友だちと付き合い始める

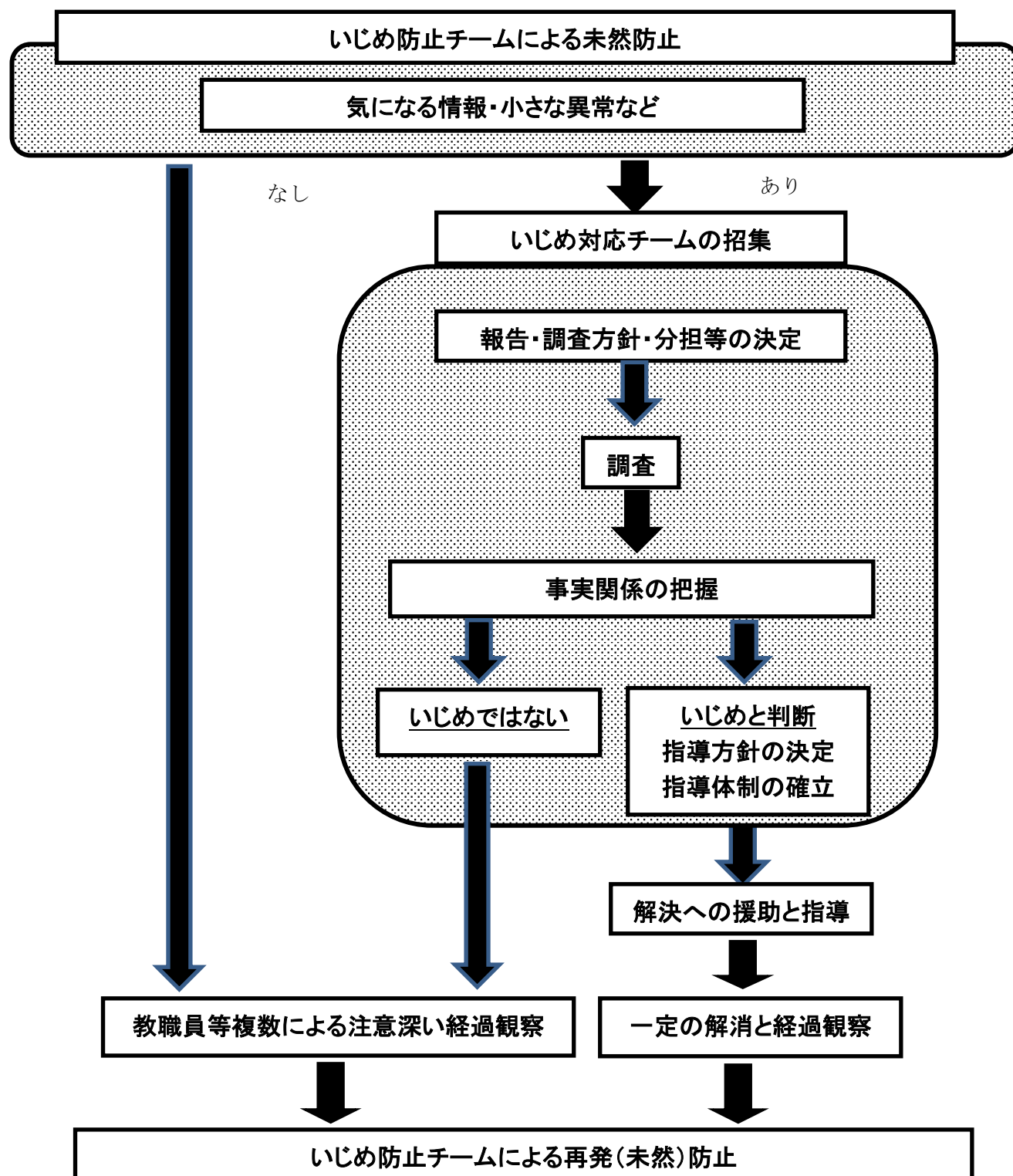
身辺状況から

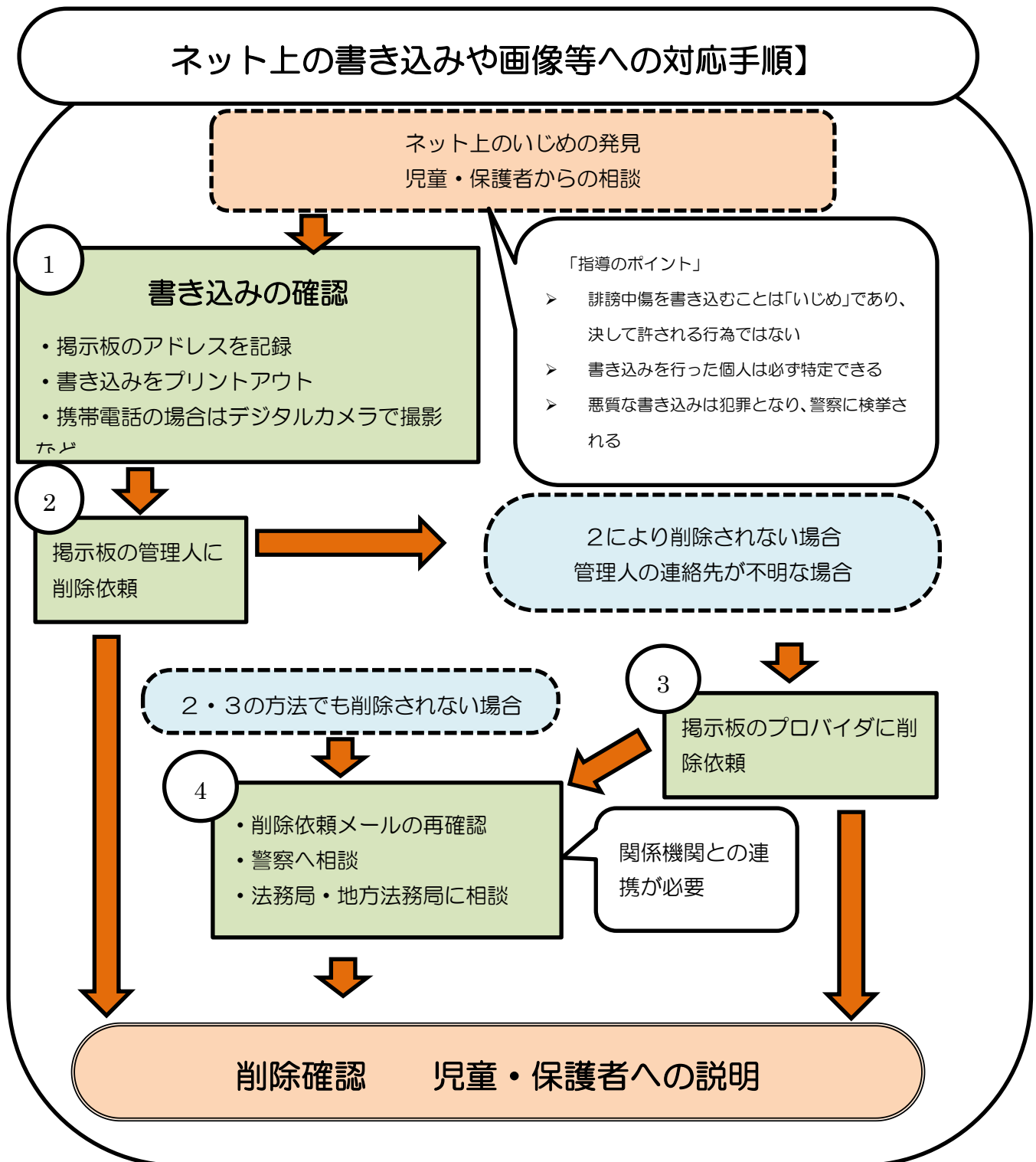
- ☐ 髪の毛が不自然に切られている
- ☐ 体に擦り傷やあざが見られる
- ☐ 服が汚れていることが多くなる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 持ち物に落書きや破損の跡が見られる
- ☐ 友だちの話をしなくなる
- ☐ 泣いた後のような気配がすることが増える
- ☐ 心配そうな表情をするようになる
- ☐ 悲しそうな表情をすることが増える
- ☐ 妙に暗くなる
- ☐ うつむいて視線を合わせなくなる
- ☐ おどおどするようになる
- ☐ 笑っている時の顔が引きつっている
- ☐ 筆圧が弱く、弱々しい文字を書くようになる

行動の中から

- ☐ 理由もなく一人で朝早く登校する
- ☐ 朝家を出たのに学校に来ない
- ☐ 遅刻・早退・欠席が増える
- ☐ 遅刻・早退・欠席の理由を明確に言わなくなる
- ☐ ぎりぎりの時間に登校する
- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 体調不調を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 一人で行動することが多くなる
- ☐ 教職員の近くから離れようとしなくなる
- ☐ 教職員にばかり話しかけ近くにいたがる
- ☐ いつも本を読んでいる
- ☐ 何もかも嫌だというようになる
- ☐ みんなが帰るまで帰宅したまらない
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ 校外学習や宿泊行事を楽しまなくなる

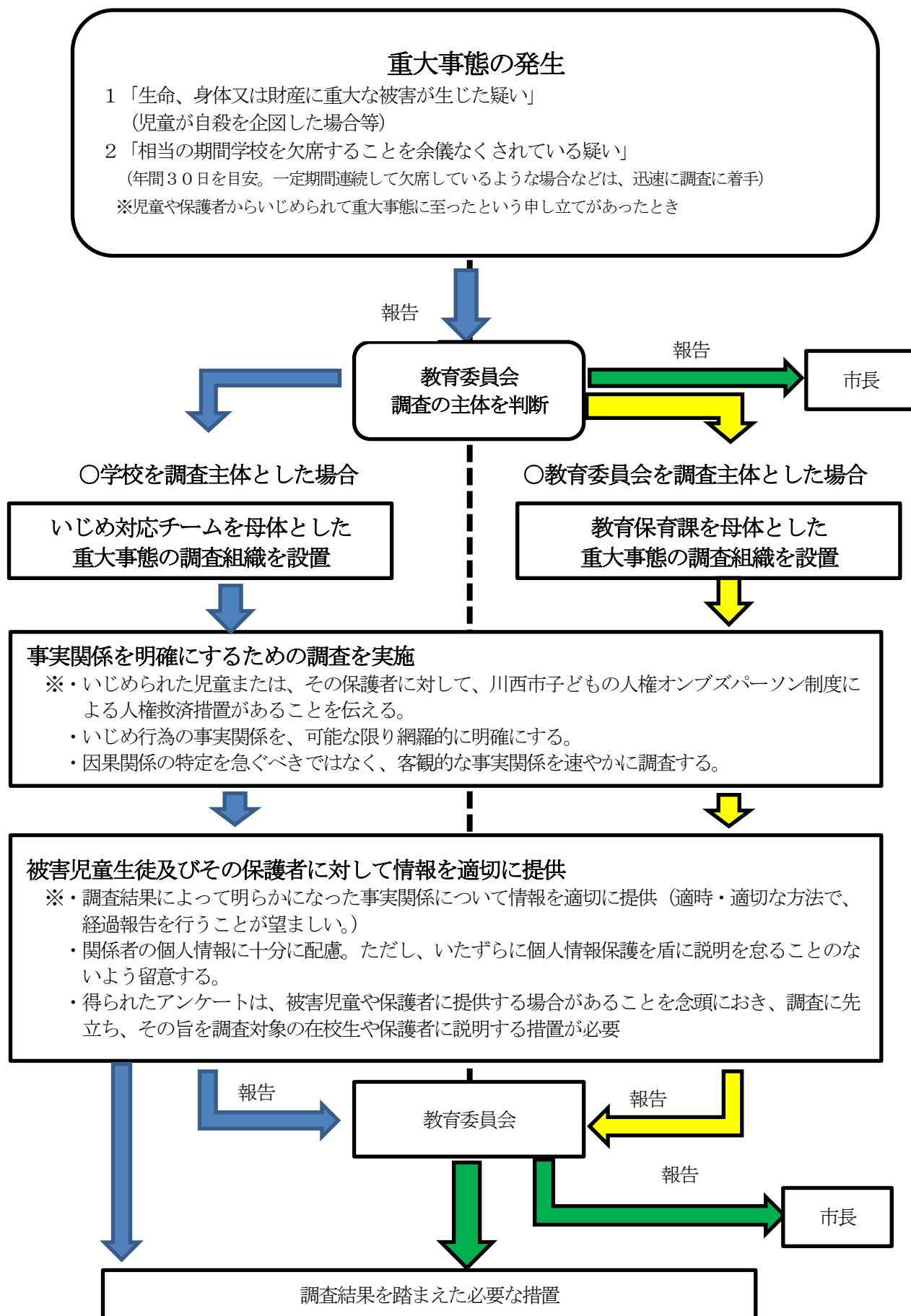
いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下のフロー(川西市いじめマニュアル【教職員用】より抜粋)を参考にし、事案に応じた対応を行う。





■ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口
(兵庫県教育委員会) <http://hyogokko.npos.biz/>

■兵庫県警察サイバー犯罪対策課
<http://www.police.pref.hyogo.jp/seikatu/syber/index.html>



【学校におけるいじめ事案の指導手順】

(1) 情報収集	発見した教職員が状況を報告・整理	状況を管理職及び児童指導担当に報告する。具体的に事実を整理する。	当該児童にかかわるすべての教職員から情報を収集する。具体的事実を詳細・時系列で整理する。
(2) 情報収集	複数の教職員から情報を収集	担任、教科担任、養護教諭、生活指導相談員、学校特別支援加配等から情報を収集する。	
(3) 指導方針の検討	学年会・生活指導合同会の開催	教職員の情報を基に今後の対応方針を検討する。管理職に事実を報告する。	情報の共有、方針の共通理解を図る。
(4) 保護者対応	被害児童の保護者への対応	被害児童の保護者に対して、現時点での状況と今後の指導方針を説明するとともに、保護者の同意を得る。	児童の家庭での状況を丁寧に聞き取る。「いじめを許さない」という学校の強い意志を伝える。
(5) 事実確認	被害児童からの聞き取り	時間、場所、状況に配慮し、心情的に寄り添い、具体的事実、思いを丁寧に聞き取る。	児童間の力関係に留意する。本人を守り通す意志を伝える。
(6) 指導方針の検討	対策会議の招集 学校指導の開始 (市教委への報告)	校長を中心に、事実確認を基に今後の指導方針を検討する。(教頭、教務、学年主任、生活指導担当、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等)	被害児童の保護が必要な場合は対応を検討する。 警察・関係機関との連携も視野に入れ、柔軟な対応を図る。
(7) 事実確認	周囲の児童から聞き取り	被害児童の状況を的確に聞き取る。人間関係に十分配慮する。	威圧的な態度にならないよう留意する。
(8) 指導方針の検討	対策会議の招集	周囲の児童からの聞き取りを基に、事実を整理する。	より具体的な方針を協議する。
(9) 保護者対応	被害児童の保護者への対応	いじめの状況、指導方針を説明し、家庭の状況についても聞き取りをする。	家庭での状況、保護者の思いを丁寧に聞き取る。
(10) 事実確認	加害児童からの聞き取り	被害児童、教職員、周囲の児童からの聞き取りを基に事実確認を行う。	決して威圧的にならないよう留意し、丁寧に聞き取りを行う。
(11) 指導方針の検討	対策会議の招集	加害児童から聞き取った事を基に、今後の指導方針を検討する。	被害児童や保護者の思いを十分配慮する。
(12) 保護者対応	加害児童の保護者への対応	確定した事実とともに、学校としての指導方針を説明する。	冷静に客観的な事実を基に説明する。難しい対応であることを認識する。
	被害児童の保護者への対応	学校の取り組みの現状について説明する。当該児童の学校での様子を伝える。	保護者・児童の思いに十分配慮する。
(13) 特別な指導	加害児童に対する毅然とした指導	指導方針に従って指導を行う。学年及び生活指導担当が中心となる。	自らの行為に対峙させ、いじめの問題を理解させる。 いじめを受けた児童の心情を十分に理解させるよう留意する。 加害児童の自己存在感を失うことのないよう留意する。
(14) 人間関係の修復	謝罪の場の設定	被害児童の保護者と連携し、意向を十分配慮して行う。	被害児童や保護者の心情を加害児童や保護者に伝え、今後、より良い人間関係が構築できるよう援助する。
(15) 学級指導	いじめのない学級づくりの展開	被害・加害児童だけの問題ではなく、周囲の児童(観衆・傍観者を含め)の指導を行う。場合によって学年集会等を開く。	積極的な生活指導を学年教師全員で行う。
(16) 指導後の状況把握	加害児童・被害児童の状況把握	加害児童・被害児童との面談、保護者との連携、授業での状況を把握する。	被害児童、加害児童、双方の日常生活の状況をすべての教師が把握していく。
(17) 指導の総括	職員会議の招集	指導経過を振り返り、今後の学校づくりの課題を整理し、改善点の検討・実施を図る。	問題の終了ではなく、いじめのない学校づくりの開始として位置づける。

※ いじめの事実直面しても見逃してしまったり、担任等が一人で解決しようとして報告を怠ったりすることのないよう、研修により教職員の意識向上を図るとともに、組織的な児童指導体制を構築するよう努める

